

山口県立宇部中央高等学校いじめ防止基本方針

令和5年3月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでにもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や毎日の健康観察、毎学期の個人面談週間や定期的な生活アンケートの実施、教育相談箱の設置等の早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

しかしながら、近年、スマートフォン等を通じてのインターネット上のコミュニケーションに係るトラブル等が発生するなどの課題も見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、学校におけるいじめの防止等に係る対策については、一人ひとりを大切にする教育を推進し、『未然防止』の取組により、全ての生徒をいじめに向かわせないことが重要である。

また、生徒の実態把握のため、組織的対応を強化し、いじめの認知力の向上を図るなど、いじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には十分な情報共有を行い、すべての教職員が解決に向け一丸となって、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行うことなど、これまで以上にきめ細かく対応することが重要である。さらに、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿い、本方針に基づいた措置を講ずるものとする。

いじめ防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくためには、県、市町、学校、家庭、地域、関係機関が一層連携を密にし、社会総がかりで取り組む必要がある。

このことにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参照して「山口県立宇部中央高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

| いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

(1) 定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することが重要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 遊ぶふりをして、軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ◇ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸を触る

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。特に重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、直ちに警察への相談・通報が必要である一方、学校では取扱いの判断が困難な事案も想定されるため、警察署等と日常的な情報共有や相談・通報ができるような体制の構築に取り組むことが必要である。

(2) いじめの特徴及び構造

国立教育政策研究所の『いじめ追跡調査 2013-2015』によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）については、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかつた児童生徒は1割程度、加害経験をもたなかつた児童生徒も1割程度であったとの結果から、いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、多くの場合、入れ替わりながら被害も加害も経験していると報告されている。

暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返す、多くの者から集中的に行うなどにより、生命又は身体に重大な危険を生じさせことがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

(3) いじめの四層構造

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる生徒がいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめを受けている生徒が孤立していることが多く見られる。

いじめを受けている生徒から見れば、「周りではやしたてる者（観衆）」も「見て見ぬふりをする者（傍観者）」も「いじめを行っている人」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止める、仲裁するなど、集団全体にいじめを容認しない雰囲気を醸成するとともに、生徒がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにすることが大切である。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要である。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中心として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校評議員等と積極的に協働を図る。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、既存の「教育相談部会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ対策委員会

年間3回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

- ・ 構成

管理職、保護者代表、各課長、年次主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラー
※ 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

- ・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 教育相談部会等

毎週の定例会議、事案発生時に緊急会議等

- ・ 構成

保健環境課長、教育相談担当教員、養護教諭

※ 必要に応じ、生徒指導課長、各課長、年次主任、当該学級担任・部活動顧問等を加える。

- ・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中心とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止（いじめの予防）

（1）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、年間3回（各学期1回）学校生活およびいじめに関するアンケート、保護者を対象としたアンケート、各部活動アンケートを実施するなどの取組を行い、生徒理解に努める。
- 中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。

（2）教育活動全体を通した取組

- 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。
- すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- 学校行事やボランティア活動、A F P Y（県独自の体験学習法）を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

（3）家庭・地域との連携

- いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- P T A、学校評議員、児童生徒健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」や「からかい」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」や「からかい」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断とするものとする。

（1）校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という危機意識を常にもちながら、朝の立ち番や昼休みの巡回等による丁寧な行動観察を行う。また、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、保護者アンケート、各部活動アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、各年次（担任・副担任）を中心に全教職員できめ細く生徒を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談箱の設置により、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

（2）家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

（1）早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中心として、全校体制で解決に向けて取り組む。
①認知した教職員→②保健環境課（教育相談担当）→③生徒指導課長（生徒指導委員会）→
④学校いじめ対策委員会→ 速やかに、被害者・加害者の保護者に連絡
場合によっては ⑤県教委・外部関係機関・警察

(2) いじめへの対応

- いじめられている生徒を守り抜くとともに、SC・SSWをはじめ、医療機関等とも協力しつつ、ケース会議を速やかに開催し、適切なアセスメントを行い、二次的な問題の発生（被害の拡大等いじめの再発、不登校、自殺等）を防ぎ、傷ついた心のケアを行う。
- 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- いじめている生徒がいじめを行う背景として、心理的ストレス、集団内の異質なものへの嫌悪感情などが考えられ、いじめと疑われる事案については、関係者へのヒアリング等を通して適切に状況確認を行うとともに、こうしたいじめ行為の背景や当該生徒が抱える課題についてSC・SSWと連携して、適切なアセスメントを行いつつ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる。
- インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- いじめている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、SC・SSWを活用することで指導だけでなく生徒のよりよい成長のための協力を依頼する。

(3) 地域・関係機関との連携

- 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を受ける。また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には直ちに警察に相談・通報を行い、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

III 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA生徒指導専門部に「いじめ対策部会」を設置するとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

1 本校の相談窓口

山口県立宇部中央高等学校

代 表

0836-21-7266

教育相談係

2 関係機関等の相談窓口

- ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター） 083-987-1240
- 24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち総合教育支援センター） 0120-0-78310
- 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課） 083-933-4531
- 子どもの人権110番（山口地方法務局） 0120-007-110
- ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部） 0120-49-5150
- ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター） soudan@g.ysn21.jp
- 悩み連絡室@やまぐち（教育庁学校安全・体育課） LINE及びWeb

※ 対象：公立・私立高等学校（全課程）、中等教育学校及び特別支援学校（高等部・中学部）及び中学校
(一部)

令和5年度山口県立宇部中央高等学校 いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解	オリエンテーション（1年次） 交通安全教室（全年次） 情報モラル教室（新入生対象） 思春期教育講演会（全年次）	H P更新 学校いじめ防止基本方針の通知 各年次だより	
5	全委員による会議① (年度方針・計画作成) 校内研修（いじめ）①	上級学校見学（1年次） 科目選択面談週間（1・2年次） 進路面談週間（3年次） 教育相談アンケート（全年次） 教育相談講習会①（全年次） 生徒総会（全年次）	P T A評議員会 P T A総会 保護者会（全年次） 各年次だより	学校評議員会 県生徒指導研修会 厚狭地区生徒指導連絡協議会
6	校内研修（特別支援教育） いじめ対策委員会①	明日葉祭（全年次）	各年次だより 明日葉祭	宇部山陽小野田中高生徒指導連絡協議会
7	取組状況検討会① (アンケート結果集約・情報共有)	生徒会選挙（全年次） 防災非難訓練（全年次） 保護者面談週間（全年次） 情報モラル講演会（全年次）	各年次だより	県教育相談研修会
8	校内研修（生徒理解）	交通安全教室（1年次）	合同校外巡視	校内研修講師（スクールカウンセラー）
9	行事企画・運営	思春期教育講演会（1・2年次） 体育大会（全年次） 教育相談講習会②（2・3年次） ボランティア清掃（2年次）	P T A研修会 各年次だより	
10	いじめ防止・根絶に向けた取組状況の点検	薬物乱用防止教室（全年次） 教育相談アンケート（全年次） 人権教育（3年次） 教育相談講習会②（1年次）	各年次だより	厚狭地区生徒指導連絡協議会 宇部山陽小野田中高生徒指導連絡協議会
11	取組状況検討会② (アンケート結果集約・情報共有) いじめ対策委員会②	いじめアンケート（保護者） 保護者面談週間（1・2年次） 授業公開週間（全年次） データ DV 防止教室（2年次） ボランティア清掃（1年次）	P T A生徒指導部会・生徒会立番指導 保護者会（1・2年次） 授業公開週間 各年次だより	
12	校内研修（いじめ）②	修学旅行（2年次） 防災非難訓練（全年次）	学校評価アンケート 保護者会（3年次） 学校だより	
1	全委員による会議② (学校評価アンケート結果・情報共有) いじめ対策委員会③	教育相談アンケート（全年次） 交通安全教室（3年次）	各年次だより	
2	生徒指導上の課題集約 取組状況検討会③ (アンケート結果集約・情報共有)	交通安全教室（1・2年次）	P T A評議員会 学校評議員会 各年次だより	学校評議員会 厚狭地区生徒指導連絡協議会
3	全委員による会議③ (方針の見直し等)	防犯避難訓練（1・2年次） 情報モラル教室（入学説明会）	情報モラル教室（入学説明会）	